

業庫第35号(例)
2024年6月14日

代 理 店 御中
代理店引受金融機関

日 本 銀 行 業 務 局

「供託振替国債事務取扱要領(代理店引受金融機関用)」の
一部改正に関する件

「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令」(令和6年政令第151号)の施行に伴い、標記規程(平成27年9月11日付業庫第74号別紙1)の一部を別紙1のとおり改正し、本日から実施するとともに、別紙2のとおり移行措置および経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

以 上

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

- 記載例 1 3 中「租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 9 項の確認」を「租税特別措置法第 8 条の規定の適用を受けるための確認」に改める。

移行措置および経過措置

- 「指定内国法人である供託者に関する通知書」（「国債振替決済制度に関する規則」（以下「振決規則」という。）第十四号の二書式）については、当分の間、改正前の書式を補正せずに使用することができる。この場合、当該通知書中「租税特別措置法施行令第3条の3第9項の確認」を「租税特別措置法第8条の規定の適用を受けるための確認」と読み替えるものとする。

- 本年4月1日から本件による改正の実施日までの間に、参加者等が振決規則第三十三条の二に定める確認を行った場合には、当該確認については、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条の三第十一項に基づく確認であったものとみなすとともに、当該参加者等（当該参加者等が間接参加者である場合には、その指定参加者を含む。）から提出を受けた本件による改正前の書式による「指定内国法人である供託者に関する通知書」については、当該通知書中「租税特別措置法施行令第3条の3第9項の確認」を「租税特別措置法第8条の規定の適用を受けるための確認」と読み替えるものとする。